



まちづくり目標 3

健康・福祉

ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

1 節 ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち



施策のめざす姿（5年後のあるべき姿）

- 福祉のこころを地域の中で育てることで、町全体の福祉意識が向上しています。
- 支援を必要とする人は誰もが相談でき、相談者の立場に立った体制が整うとともに、制度利用に関する情報が分かりやすく周知されています。
- 地域における町民の福祉活動の周知・啓発により、活動する人材が確保されるとともに、組織的な活動が活発に行われています。
- 人権擁護について正しい知識と理解を深め、すべての人の人権が守られ、安心して暮らせるまちとなっています。

現状・課題

（1）ともに支え合えるまちづくりの推進

- ①各字・自治会を単位とした「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、地域住民がともに支え、助け合いながら暮らせる地域づくりのための福祉活動に取り組んでいます。近年、貧困、不登校、引きこもり、DV、虐待など社会の抱える問題は複雑化、複合化してきており、今後は、困難を抱えながら声をあげられない、あるいは現行の法制度に基づく支援では十分に対応できない状況も想定され、社会的に孤立することを防ぐ対策が求められています。また、核家族化や共働き世帯の増加、働き方や価値観の多様化等に伴い、地域における福祉課題は複雑化しており、既存の公的支援等では解決が困難なため、町民・行政・事業者・ボランティア等が連携した支えあいの充実が求められています。さらに、「小地域福祉ネットワーク」の充実に向け、人材の確保や活動団体の組織化が求められています。
- ②町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの養成やボランティアに関する情報提供が行われています。ボランティアセンターは、町民がボランティア活動（地域福祉活動）に参画する上で重要な役割を担っており、その機能を発揮するための体制の充実が求められています。また、町民の地域福祉活動への積極的な参加を促進するため、福祉意識の高揚（福祉教育の推進）を図る取組の充実が求められています。

（2）相談対応の充実並びに各種制度の周知

- ①現在、町社会福祉協議会と連携し、地域の声をひろい、互いに情報共有しながら障がい者

(児)・高齢者等のニーズ把握に努め、適切なサービスの利用や関係機関と連携した支援、権利擁護等に取り組んでいます。保健・福祉・医療に関する各種情報は、町社会福祉協議会と連携しつつ、各種情報媒体を用い、広報活動に努めています。また、虐待の早期発見、早期対応に向けて周知活動に取り組んでいます。相談員等が把握した地域福祉課題の解決に向け、町民や関係機関との協働体制の構築が求められています。また、福祉サービスの利用や権利擁護など適切な支援に繋ぐことができるよう、相談窓口としての役割や取組について、さらに周知していく必要があります。

- ②民生委員・児童委員の担い手確保を町社会福祉協議会とともに取り組んでいます。民生委員・児童委員の充足率の向上が求められています。
- ③単身高齢者、高齢者のみ世帯の世帯数は増加し、割合も上昇しています。単身高齢者、高齢者のみ世帯等、支援が必要でも自ら声をあげることが難しい方をサービスに繋げる等の支援が求められています。

(3) ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

- ①小地域（各字・自治会）における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進について広報を行っています。また、町民全体の地域福祉活動（「子育てサロン」「高齢者サロン」「友愛訪問活動」）の充実、人材の確保や組織体制の強化などの支援を行っています。地域福祉は、身近な人々の支えと協力が不可欠であることを踏まえ、地域福祉への理解を深めるための啓発活動を強化するとともに、安定した地域活動に向けた人材の確保と育成、活動組織の組織力の強化に向けた支援等の継続的な取組が必要です。

(4) 権利擁護等に関する制度の利用促進

- ①民生委員・児童委員及びコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制の構築を行っています。権利擁護に対する理解を深めるための啓発や、成年後見制度などの制度利用の理解と活用、相談体制の充実などの取組を強化する必要があります。

施策の展開

(1) とともに支え合えるまちづくりの推進

担当課 こども課、保健福祉課

- ①対象者ごとに福祉を捉えるのではなく、「地域福祉」の視点をもって町民はじめ行政、町社会福祉協議会、事業所等、その他関係機関等のネットワークづくりに取り組むとともに、効果的な連携と協働による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
- ②町民が年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持つとともに、つながり（絆）のある関係づくりに相互に支えあい・助け合う地域づくり

を進めるため、交流活動等を推進します。

- ③町民が自ら地域の福祉課題を知り、その解決に向けた地域福祉活動に主体的に関わるため、町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりを推進します。また、町社会福祉協議会が実施している高齢者の社会参加促進、ボランティアの養成・確保、ボランティアセンター及びまちづくりサポートセンターの周知強化を図ります。
- ④地域の福祉ニーズの把握や要支援者への支援の充実を図るため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制を構築します。
- ⑤支援が必要でも自ら声をあげることが難しい町民をより身近な地域で受け止め、民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や各字・自治会、事業所等と連携を密にし、悩みなどを拾いあげる環境づくりを推進します。
- ⑥民生委員・児童委員の定数確保に向けて取り組みます。

（２）相談対応の充実及び各種制度の周知

担当課 こども課、保健福祉課、国保年金課

- ①各種相談業務については、地域の相談員である民生委員・児童委員をはじめ、児童家庭相談員、子育て支援センター、地域包括支援センター、町社会福祉協議会ふれあい福祉相談室及び障がい者相談を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を密にし、町民にとって身近な相談機関となるよう取り組みます。また、相談業務の実施にあたっては、切れ目のない相談体制の構築、個人情報の保護に配慮した上で相談窓口間の連携に努めるとともに相談窓口の広報活動を強化します。
- ②支援を必要としている方に保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容を適切に伝えるため、町の窓口体制や町社会福祉協議会との連携を強化します。また、これらの情報を幅広く発信するために広報誌やインターネットなどの媒体を積極的に活用します。
- ③民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、区長・自治会長、町社会福祉協議会との連携で取り組むとともに、活動内容や必要性について、町民への周知を図ります。
- ④町民が抱える多様な福祉課題を早期把握・対応することで状況の悪化を防ぐため、町社会福祉協議会や関係機関等と連携を密にし、積極的なアウトリーチ^{※11}を通じた実態把握及び相談支援体制の強化を図ります。
- ⑤社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部と連携し包括的な支援を実施します。

※11 アウトリーチ：「Outreach」という英語から派生した言葉で、直訳すると「手を伸ばす」という意味です。働きかける、援助すること、訪問支援などの意味として使われています。

(3) ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

担当課 こども課

- ①各字・自治会や町社会福祉協議会等と連携し、小地域福祉ネットワーク（各字・自治会単位）における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進についての広報啓発を充実します。
- ②「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」など、町民主体の地域福祉活動の充実を図るため、人材の確保や組織体制の強化等を支援します。

(4) 権利擁護等に関する制度の利用促進

担当課 保健福祉課、こども課、総務課

- ①認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な町民に対して、成年後見制度の周知強化及び町社会福祉協議会が実施する日常的な金銭管理支援事業等を通して認知症や障がいであっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境づくりに努めます。また、成年後見制度利用促進法に基づく中核機関設置の検討を行います。
- ②高齢者、障がい者（児）、児童等への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るため、虐待に関する知識の普及とともに、相談窓口や通告義務について周知を図ります。
- ③「人権週間」において、女性の人権、子どもの人権、障がいのある人の人権、外国人の人権などの人権啓発活動を実施し、町民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。

重点事業

- 町民主体の地域福祉活動の充実
- 福祉課題の発見及び重層的な相談支援体制の強化
- 生活困窮者の自立に関する支援の強化

5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値		目標値 (令和8年度)
	(平成27年度)	(令和2年度)	
小地域福祉ネットワーク組織数	16か所	17か所	18か所
民生委員・児童委員の充足率	85% (H28.4.1)	69.7% (46人/66人中)	81.5%

個別計画

- 第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）
- 第9次南風原町高齢者保健福祉計画
- 第5次南風原町障がい者計画
- 南風原町第6期障がい福祉計画
- 南風原町第2期障がい児福祉計画

本町の各種計画一覧
へのアクセスはこちら→



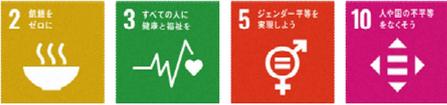


まちづくり目標 3

健康・福祉

ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

2 節 健康づくりの推進



施策のめざす姿（5年後のあるべき姿）

- 各ライフステージの健診、公共施設やスポーツ施設を利用した健康づくり環境が整い、町民の健康課題への自己管理能力が高まっています。
- 生活習慣病発症予防のための家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育などによる保健指導・栄養指導が充実しています。
- 乳幼児期からの予防接種や正しい感染症対策の普及等により、伝染のおそれがある疾病の発症及びまん延を防いでいます。

現状・課題

（1）生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

- ①各ライフステージに健診が実施され健診結果に基づき自らの健康状態を把握できる体制になっています。公共施設等を活用した健康づくりの自己管理能力を高めるための環境を整えています。
- ②メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は、国や県平均と比較して高くなっています。「健康はえばる 21（第 2 次）」、「第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）」等に基づき、健康寿命の延伸、社会保障の安定をめざして生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組む必要があります。

メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合 (%)	34%	28%	36.5%	35.2%	35.5%	40.4%
【参考】沖縄県	-	-	33.0%	34.1%	35.1%	-
【参考】全国	-	-	27.1%	27.6%	28.2%	-

出典 1：国保年金課調べ

出典 2：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

(2) 予防活動の推進

① 特定健診の受診率は年々下がっており、特定健診受診率向上のため、指導員による電話等の広報活動や AI を活用したはがき送付により受診勧奨に努めています。また、特定健診の結果から、男女ともに中性脂肪、ALT(GPT)、血糖、尿酸の有所見率が国よりも高くなっています。糖尿病等生活習慣病が重症化し循環器疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患）や慢性腎不全になることで生活の質（QOL）の低下を招いています。一人ひとりが健康な生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防を行うきっかけとして特定健診やがん検診の受診を推進し、健康づくりへの意識を高める必要があります。受診率向上のためには、仕事の形態に合わせた受診機会（ナイト健診・日曜健診など）を充実させることが必要です。

特定健診受診率の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
特定健診受診率 (%)	48%	60%	40.3%	37.3%	34.4%	32.8%

出典：国保年金課調べ

- ② 小児の予防接種については、令和 2 年度（2020）は 98%以上の方が接種しており、伝染のおそれがある疾病及びまん延の予防になっています。高齢者の予防接種についても、希望する方が接種できるよう、対象者へ接種券を発行しています。
- ③ 近年の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、健康危機、社会、経済など様々なところに大きな影響を及ぼしています。正しい知識の普及による感染拡大抑制や生活環境整備に向けた支援を率先して実施していくことが必要です。

施策の展開

(1) 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

担当課 国保年金課、教育総務課

- ① ライフステージごとの健康課題解決に向けて民生部や教育部など各関係機関で連携し、健康の自己管理能力を高めるための体制整備を推進します。
- ② 健康づくりに効果的な身体活動・運動については、「ロコモティブシンドローム^{※12}」予防知識の普及、ちむぐる館の健康増進室の利便性向上、黄金森公園陸上競技場等の公園・スポーツ施設の活用（ウォーキング教室等）を進め、健康増進運動習慣の向上を図ります。
- ③ 町内の各団体と連携し、イベント等を通して町民の健康づくりを促進します。

※12 ロコモティブシンドローム：年齢とともに運動機能が低下し、自立度が低下することで、介護が必要となる可能性が高い状態のことです。

(2) 予防活動の推進

担当課 国保年金課

- ①生活習慣病等の発症予防と重症化予防を進めていけるよう、特定健診及びがん検診の受診率向上を図ります。また、小・中学校、各字・自治会、老人クラブ、女性会などで生活習慣病についての講習会等を継続的に開催し、生活習慣病の予防に努めます。
- ②健康的な生活習慣の確立、不適切な生活習慣の改善について、妊娠期から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目のない保健指導・栄養指導に努めます。
- ③町民が健診結果等から自身の身体の状態を正しく理解することができるよう、家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育など、多様な経路による保健指導・栄養指導の充実を図ります。
- ④定期予防接種等の実施による感染症予防に努めます。

重点事業

- ライフステージを通じた健康づくり支援事業
- 生活習慣病の発症並びに重症化予防の推進事業

5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値		目標値 (令和8年度)
	(平成27年度)	(令和2年度)	
特定健診受診率	48%	32.8%	60%
メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	34%	40.4%	28%

個別計画

- 第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）
- 健康はえばる21（第2次）
- 第9次南風原町高齢者保健福祉計画
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 南風原町新型インフルエンザ等対策行動計画

本町の各種計画一覧
へのアクセスはこちら→





まちづくり目標 3

健康・福祉

ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

3節 子ども・子育て支援の充実



施策のめざす姿（5年後のあるべき姿）

- 待機児童が解消されるとともに、各種保育サービスが充実し、家庭保育者にも支援が行き届いています。
- 地域での親同士の交流や子育ての悩みを相談できる支援体制が整い、安心して子どもを産み、育てることができています。
- 児童館、学童クラブなど身近なところに放課後子どもが安心して過ごせる居場所があります。
- 貧困家庭からの相談を受ける体制が整い、同時に各家庭のニーズに合った支援を関係機関と連携して行う体制が整っています。

現状・課題

（1）待機児童の解消

- ①本町の待機児童は、保育園整備による保育定員の確保を図ると同時に、不足する保育士等の確保対策に努めてきましたが、人口増加に伴い保育定員を上回る申し込みがあり、目標の0人には至っていない状況です。今後も保育ニーズは高いと見込まれるため、引き続き受け入れ基盤の確保及び保育幼児教育施設の充実を図るとともに、利用者数に応じた保育士等の確保に取り組む必要があります。

待機児童数と保育園定員数の状況

項目	実績			
	H29	H30	R1	R2
待機児童数（人）	194人 (H30.4.1)	208人 (H31.4.1)	194人 (R2.4.1)	40人 (R3.4.1)
保育園定員数（人）	1,673人	1,817人	1,846人	2,026人

出典：こども課調べ

- ②保護者へのニーズに対応するため保育及び幼稚園教育の充実に取り組んでいます。子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できる環境づくりが求められています。

(2) 各種保育サービスの充実

- ①安心して子育てできる環境の整備として、一時保育等の実施、病児保育の委託を行いつつ、保護者同士が交流しやすい場づくり（各字公民館等での子育てサロン、保育園の子育て支援センター）を実施しています。一時保育等、保育士確保による安定的な事業実施が求められています。

(3) 安心して子どもを産み育てるための支援の充実

- ①平成 29 年（2017）1 月から中学 3 年生までの通院・入院の窓口支払いを無償化しており、令和 4 年（2022）10 月からは対象年齢を高校生（18 歳）まで拡充を行います。また、沖縄県全域においても、令和 4 年（2022）4 月から中学 3 年生までの通院・入院において窓口支払いの無償化が開始されています。今後も子育て支援として医療費助成制度の継続が求められています。
- ②妊婦健診を定期的に受けることで母体の疾病又は異常の早期発見及び予防になっています。健診結果をもとに、リスクの高い妊婦に対して保健師・助産師による訪問や電話での相談等を行い、妊産婦の生活習慣に対する助言や出産に対する不安の解消を図りました。安全で安心な出産に向けて健診を定期的に受けることの意義を引き続き啓発していくことが必要です。

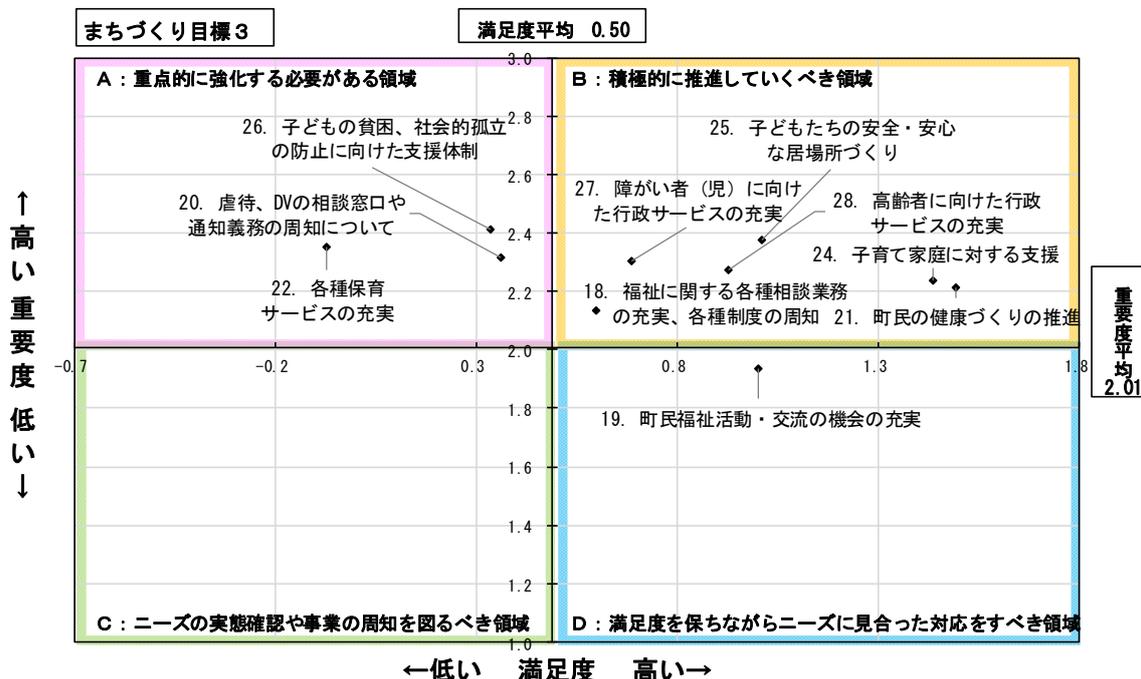
(4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

- ①子どもたちの居場所として、児童館や学童クラブなどが利活用されています。学童クラブについて、児童扶養手当又は母子父子医療費助成を受給しているひとり親世帯等を対象に助成を行っています。引き続き放課後の居場所づくりについて、利用しやすい体制づくりが求められています。

(5) 貧困の連鎖防止

- ①町民アンケート調査において、健康・福祉分野の取組の満足度と重要度について質問し、その結果を整理したところ、「子どもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制」、「虐待、DV の相談窓口や通知義務の周知について」は、重要度は高いが満足度が低い結果となっており、重点的に強化する必要があると言えます。

まちづくり目標 3. ちむぐるでもにつくる福祉と健康のまちの満足度と重要度（ポートフォリオ分析結果）



出典：南風原町総合計画アンケート調査

- ②子どもの貧困は、社会的孤立・排除、不適切な養育環境・虐待、低い自己肯定感、低学力・低学歴などが経済的貧困と重なることで、子どもの生活や成長に影響を与え、若年妊娠や次世代の貧困の連鎖が見受けられます。本町では、生活困窮世帯の子や若年妊産婦を対象に「子ども元気 ROOM（子どもの居場所）」、「ママ笑 room（若年妊産婦の居場所）」等で必要な支援を提供しています。今後も、引きこもり、登校しがり、青少年の非行、DVや虐待、社会的孤立などの防止については、対象者の家庭環境を含めできる限り早い段階から包括的な支援が必要です。また、子どもへの支援を充実するため、子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員などへ資質向上を図る研修が求められています。
- ③要保護児童等対策地域協議会では、関係機関連携により支援を必要とする児童等の対応を行っています。要保護児童等対策地域協議会にあげられる案件を将来的に減らすよう、根本的な施策が必要となります。

施策の展開

(1) 待機児童の解消

担当課 こども課、学校教育課

- ①新たな保育所の整備、保育所の分園や増改築・改修、保育士の確保、既存保育所定員の見直し等により、保育を必要とする需要に対して保育定員の確保を図ります。

- ②小規模保育事業により、低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ枠の確保を図ります。
- ③公立幼稚園における教諭の人員確保、複数年保育の実施、土曜日の一時預かりの実施など保護者ニーズへの対応を継続して行います。
- ④認定こども園については、本町の保育・教育について総合的な見地から検討します。

(2) 各種保育サービスの充実

担当課 こども課、国保年金課、学校教育課

- ①地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図り、安心して子育てできる環境整備を推進します。
- ②幼稚園教諭や保育士の研修、幼稚園教諭や保育士同士の交流、情報交換等を通じて、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。
- ③子育て支援員を活用し、保護者の保育ニーズに沿った子育て支援サービスの情報について提供を行います。

(3) 安心して子どもを生き育てるための支援の充実

担当課 こども課、国保年金課、学校教育課

- ①各関係機関が情報を共有し、地域での子育てネットワークの構築を図ります。
- ②子育て中の保護者同士の交流の場、情報交換の場として、各字公民館等での子育てサロン、保育園の子育て支援センターなどを中心に、保護者同士が交流しやすい場づくりを推進します。
- ③子どもの健やかな成長を支えるため、高校生(18歳)までの医療費無料化と、医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む制度(現物給付)を継続します。
- ④子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できるよう、情報発信の再構築を図ります。
- ⑤妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通して、保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会を提供し、育児不安の軽減を図ります。
- ⑥町社会福祉協議会が実施しているファミリーサポートセンター事業を有効活用し、子育てを支援します。

(4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

担当課 こども課、学校教育課、生涯学習文化課

- ①新・放課後子ども総合プランの推進、学童クラブの充実、各字公民館等や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の拡充により、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保します。
- ②学童クラブについて、児童扶養手当又は母子父子医療費助成を受給しているひとり親世帯等への助成を継続して行います。

- ③退職教諭・大学生・地域の方からなる学校支援ボランティア等を活用した居場所の充実を図ります。

(5) 貧困の連鎖防止

担当課 こども課、学校教育課

- ①行政や町社会福祉協議会、関係機関、警察署、学童クラブ、NPO 等と連携し、子どもの貧困及び社会的孤立防止に向け、子ども及びその家庭に対して生活指導、学習支援、食事の提供、キャリア形成、生活支援、見守りなど包括的な支援を実施します。
- ②子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員など、子どもの支援に関わる方への研修を行い、関係機関連携を図ります。
- ③児童館の新たな利活用を図ります。
- ④就学援助制度における対象費目の拡充を検討します。
- ⑤保護者の雇用の確保に向け、関係機関との連携を図り、子どもとその世帯の支援を推進します。

重点事業

- 待機児童解消と保育基盤整備事業
- こども医療費助成の充実事業
- 利用者支援事業（地域子育て支援、一時保育、病児保育、延長保育など）
- 放課後児童の居場所づくり支援事業
- 子どもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制の構築事業

5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値		目標値 (令和8年度)
	(平成27年度)	(令和2年度)	
待機児童数	188人 (H28.4.1)	40人 (R3.4.1)	0人
子育て支援の取組について満足している町民の割合	71%	81%	85%

個別計画

- 第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）
- 第二期南風原町子ども・子育て支援事業計画

本町の各種計画一覧
へのアクセスはこちら→



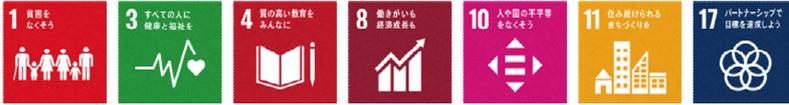


まちづくり目標 3

健康・福祉

ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

4 節 障がい者（児）・高齢者支援の充実



施策のめざす姿（5年後のあるべき姿）

- 障がいの種類を問わず、障がいのある方への生活・就労・活動などに関する様々な支援がなされ、障がいがない方と同じように自立し、生きがいをもって暮らしています。
- 地域の保育園や学校等における障がい児の受け入れ体制が整っています。
- 高齢者が住み慣れた地域で活躍し生きがいをもって暮らせるとともに、地域での見守り、様々な福祉や介護に係るサービスが提供されています。

現状・課題

（1）障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

- ①障がい者（児）が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供しています。また、サークル活動や各種イベント等を通して、障がい者（児）と地域住民がともに交流できる機会を創っています。障がい者就労サービス支援件数は、平成 27 年度（2015）と比べ増加しています。今後も、障がいに対する正しい理解を促すとともに、障がい者（児）の社会参加を進め、障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の構築が求められています。

障がい者就労サービス支援件数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
障がい者就労サービス支援件数（件）	159 件	194 件	174 件	179 件	190 件	190 件

出典：保健福祉課調べ

- ②健診を通して子どもの発育・発達の状態を把握し、必要に応じて早期療育につなげています。障がい児通所給付支援件数は、平成 27 年度（2015）に比べると増加傾向にあります。引き続き、療育や就労支援等の福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援等を通じた障がい者（児）に対する適切なサービス提供が求められています。

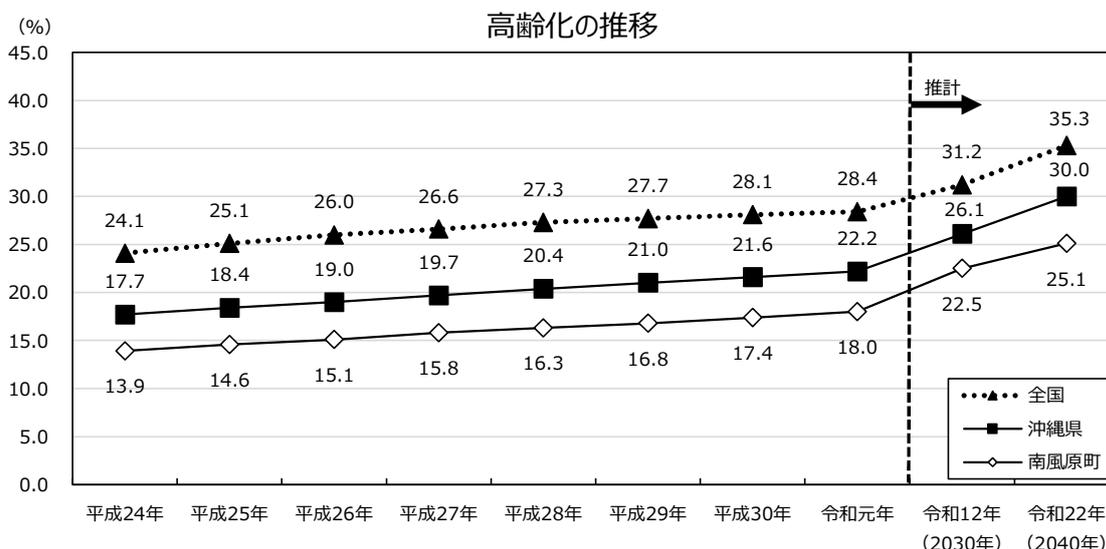
障がい児通所給付支援件数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
障がい児通所給付支援 件数(件)	144件	177件	195件	242件	328件	311件

出典：保健福祉課調べ

(2) 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

- ①本町の高齢化率は全国、沖縄県より低い水準で推移しており、将来推計を見ると令和12年(2030)に22.5%、令和22年(2040)では25.1%になると予測されています。
- また、前・後期高齢者人口の将来推計を見ると、令和12年(2030)には後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、令和22年(2040)の前・後期高齢者人口の比は、およそ4:6になると予測されています。

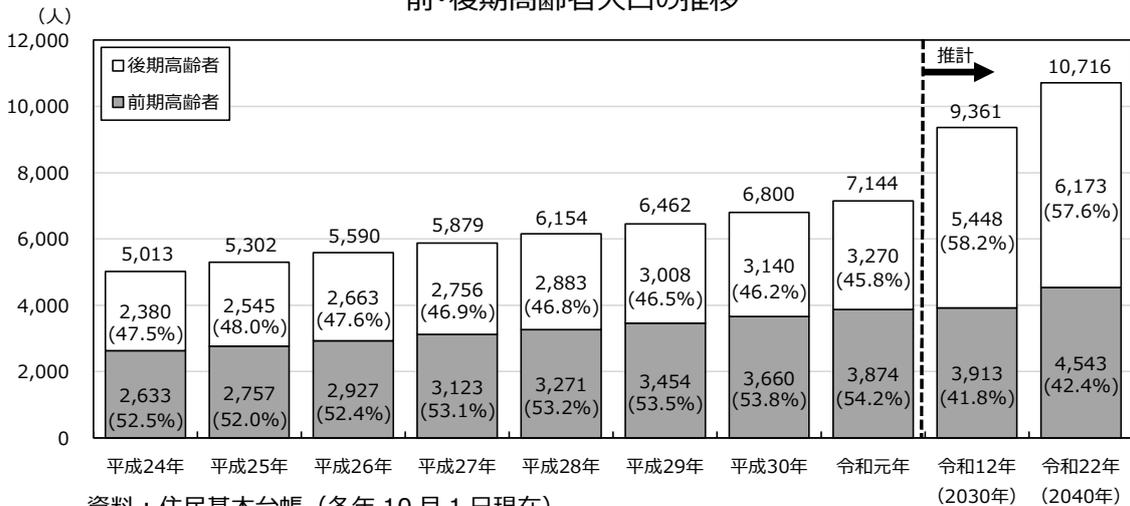


資料：南風原町は住民基本台帳、全国、沖縄県は総務省統計局「人口統計」より（各年10月1日現在）
令和12年、令和22年は「国立社会保障・人口問題研究所」の推計より

出典：第9次南風原町高齢者保健福祉計画

II 基本計画編

前・後期高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

令和 12 年、令和 22 年は「国立社会保障・人口問題研究所」の推計より

出典：第 9 次南風原町高齢者保健福祉計画

- ②高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供しています。本町の要介護認定率は、令和 2 年度（2020）に 12.4%となっており、平成 27 年度（2015）に比べると若干の改善傾向を示しています。しかし今後、高齢者数の増加により要介護認定の増加が予想されるため、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れるよう、ミニデイや高齢者サロン、各地域での趣味やスポーツ活動、ボランティア活動を支援し生きがいや社会参加へつなげる活動を促していく必要があります。

要介護認定率の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
要介護認定率 (要介護 1~5) (%)	13%	12%	12.72%	12.54%	12.40%	12.60%

出典：保健福祉課調べ

- ③「第 9 次南風原町高齢者保健福祉計画」を令和 2 年度（2020）に策定し、認知症の予防と医療・介護等への適切な体制の整備をしました。認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等へつなげ、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進が求められています。

施策の展開

(1) 障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

担当課 保健福祉課、学校教育課

- ①障がい者（児）やその家族が地域で安心して暮らせるよう、多分野との連携及び気軽に相談できる相談支援体制の充実を図ります。
- ②共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めるための啓発活動、教育、交流機会の充実を図ります。
- ③令和2年度（2020）に策定した「第5次南風原町障がい者計画・南風原町第6期障がい福祉計画・南風原町第2期障がい児福祉計画」に基づき、地域のニーズを踏まえつつ、福祉サービスの充実を図り、各種取組を推進します。
- ④障がい者（児）の社会的自立とともに、生きがいづくりにつながるよう、各関係機関と協力し療育及び教育、就労支援等に取り組みます。

(2) 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

担当課 保健福祉課

- ①令和2年度（2020）に策定した「第9次南風原町高齢者保健福祉計画」に基づき福祉サービスの充実を図り、各種取組を推進します。
- ②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ニーズを踏まえた上で、必要となる医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるよう地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ③認知症の予防と適時、適切な医療・介護等へつながられるよう体制を整えます。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域づくりのための普及・啓発に取り組みます。また認知症の方やその家族の方が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う場づくりを検討します。
- ④高齢者の生きがいや社会参加、自立した生活を支援していくため、高齢者サロン等の居場所づくりや老人クラブなど高齢者団体の支援等を行います。また、これらの居場所、交流の場に行くことができない（交通手段がない）高齢者への外出支援サービスも併せて行います。
- ⑤高齢者が介護を必要な状態にならないために、「介護予防・日常生活支援総合事業」（ミニデイ、チャージンじゅう教室等）の充実を図ります。

重点事業

- 障がい者（児）の特性に合わせた切れ目のない支援事業
- 高齢化の進展を見据えた健康づくり、介護予防事業
- 地域包括ケアシステムの構築

5年後（令和8年度）の目標値			
指標名	現状値		目標値 （令和8年度）
	（平成27年度）	（令和2年度）	
障がい者就労サービス支援件数	159件	190件	222件
障がい者（児）にとって暮らしやすいまち	－	57.4%	61.0%
要介護認定率（要介護1～5）	13%	12.6%	12.0%

個別計画

- 第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）
- 第5次南風原町障がい者計画
- 南風原町第6期障がい福祉計画
- 南風原町第2期障がい児福祉計画
- 南風原町障害者活躍推進計画
- 第9次南風原町高齢者保健福祉計画

本町の各種計画一覧
へのアクセスはこちら→

